裁判所共済組合個人情報保護管理規則

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（平成１７年 ４ 月 １ 日　制定）

令和 ６ 年 ４ 月 １ 日　一部変更

令和 ７ 年 ４ 月 １ 日　一部変更

　　第１章　総則

　（目的）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第１６条第２項に規定する個人情報取扱事業者である裁判所共済組合（以下「組合」という。）が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

　（定義）

第２条　この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　一　本部、支部、本部長、副本部長又は支部長

　　　裁判所共済組合定款第３条及び第４条に規定する本部、支部、本部長、副本部長又は支部長をいう。

　二　個人情報

 生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

イ　当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

ロ　個人識別符号が含まれるもの

　三　個人識別符号

　　　次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「施行令」という。）第１条で定めるものをいう。

イ　特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

ロ　個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

　四　要配慮個人情報

　　　本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして施行令第２条で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

　五　個人情報データベース等

 個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

 イ　特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

 ロ　イに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

　六　個人データ

 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

　七　保有個人データ

 組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるものを除く。

 イ　本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

 ロ　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

 ハ　国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

 ニ　犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

　八　本人

 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

　（基本方針の公表）

第３条　本部長は、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、公表するものとする。

　　第２章　管理体制

　（個人情報保護管理者）

第４条　組合に個人情報保護管理者を置き、本部にあっては副本部長、支部にあっては支部長をもって充てる。

２　個人情報保護管理者は、組合が取り扱う個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う。

　（個人情報保護責任者）

第５条　組合に個人情報保護責任者を置き、本部にあっては最高裁判所事務総局経理局厚生課長、支部にあっては出納役をもって充てる。

２　個人情報保護責任者は、本部又は支部における個人情報の取得、利用目的の通知等、管理、第三者提供、開示等及び遵守状況の確認等を行う。

　　第３章　個人情報の取得等

　（利用目的の特定と利用目的による制限）

第６条　組合が取り扱う個人情報については、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１条第１項に規定する目的の達成に必要な範囲を超えて利用してはならない。　（適正な取得）

第７条　組合は、個人情報を取得するに当たっては、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

２　組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

　一　法令に基づく場合

　二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

　三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

　四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

　五　当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法第５７条第１項各号に掲げる者その他個人情報の保護に関する法律施行規則（平成２８年個人情報保護委員会規則第３号。以下「個人情報保護委員会規則」という。）第６条で定める者により公開されている場合

六　その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして施行令９条で定める場合

　（取得に際しての利用目的の通知等）

第８条　個人情報保護責任者は、個人情報を取得した場合は、別に定めるところによりあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

２　個人情報保護責任者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項及び第２１条第１項第２号において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

３　個人情報保護責任者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

４　前３項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

 一　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

 二　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

 三　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

　四　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

５　個人情報保護責任者は、インターネットその他の高度通信ネットワーク上で、その付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなるときは、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

　　第４章　個人情報の管理

　（データ内容の正確性の確保）

第９条　個人情報保護責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

　（安全管理措置）

第１０条　個人情報保護責任者は、別に定めるところにより、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　個人情報保護責任者は、個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該個人情報にアクセス（紙等に記録されている個人情報に接する行為を含む。）する権限を有する者をその利用目的を達成するために必要最小限の従事者に制限するものとする。

　（従事者の監督）

第１１条　個人情報保護責任者は、組合の業務に従事する者（以下「従事者」という。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、別に定めるところにより、従事者による個人データへのアクセス制限等、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

　（委託先の監督）

第１２条　個人情報保護責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

２　個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、契約条項に、次に掲げる事項について規定を設けるものとする。

　一　安全確保の措置に関する事項

　二　再委託に関する事項

　三　個人データの使用及び第三者への提供に関する事項

　四　個人データの複写に関する事項

　五　個人データの管理状況についての管理に関する事項

　六　業務完了後の個人データの返却、廃棄等に関する事項

　七　事故等の発生時における報告に関する事項

　八　違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

３　個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持等個人情報の適正な取扱いに関する事項を設けるものとする。

　（教育）

第１３条　個人情報保護責任者は、従事者に対し個人情報保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るための教育を行うものとする。

　（個人情報の漏えい等の事案が発生したときの対応）

第１４条　個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

２　個人情報保護責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、必要な調査を行い、事案に則して次の各号に掲げる措置を適切に講じるものとする。

　一　漏えい等の事案における個人情報の範囲の特定

　二　当該個人情報の重要度の評価

　三　当該個人情報の漏えい経路の特定等、事案の事実関係等の把握

　四　事案の事実関係等の公表

　五　当該個人情報に係る本人への通知

　六　当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の捜索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）

　七　当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し

　八　犯罪性がある場合は、警察への被害届の提出及び告訴

３　個人情報保護管理者は、その取り扱う個人データの漏えい等その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則第７条で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則第８条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を、本部長を経由して、個人情報保護委員会（法第１３０条により設置される委員会をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

４　前項に規定する場合には、個人情報保護管理者は、本人に対し、個人情報保護委員会規則第１０条で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

　　第５章　個人情報の第三者提供

　（第三者提供の制限）

第１５条　組合は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

　一　法令に基づく場合

　二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

　三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

 四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

　（本人への通知等により第三者に提供できる場合）

第１６条　組合は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則第１１条で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は法第２０条第１項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者から法第２７条第２項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

　一　組合の名称、住所及び代表者名

二　第三者への提供を利用目的とすること

　三　第三者に提供される個人データの項目

　四　第三者に提供される個人データの取得の方法

五　第三者への提供の方法

 六　本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止するこ　　　と

　七　本人の求めを受け付ける方法

八　その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会規則第１１条第４項で定める事項

２　個人情報保護責任者は、前項第１号に掲げる事項に変更があったとき又は同項の規定による個人データの提供をやめたときは遅滞なく、同項第３号から第５号まで、第７号又は第８号に掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、その旨について、個人情報保護委員会規則第１１条第１項から第３項までで定めるところにより、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。　（第三者提供に該当しない場合）

第１７条　組合が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前２条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

　　第６章　保有個人データの開示等

　（保有個人データに関する事項の公表等）

第１８条　個人情報保護責任者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

　一　組合の名称、住所及び代表者名

 二　すべての保有個人データの利用目的(第８条第４項第１号から第３号までに該当する場合を除く。)

　三　次項又は次条第１項の規定による求めに応じる手続

　四　保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

２　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

 一　前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合

　二　第８条第４項第１号から第３号までに該当する場合

３　個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

　（開示）

第１９条　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

 一　本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

 二　組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

　三　他の法令に違反することとなる場合

２　個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

３　他の法令の規定により、本人に対し第１項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

　（訂正等）

第１９条の２　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないとして当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

２　個人情報保護責任者は、前項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

　（利用停止等）

第１９条の３　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第１８条若しくは法第１９条の規定に違反して取り扱われたもの、又は法第２０条の規定に違反して取得されたものであるとして、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下、この条において「利用停止等」という。）の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

２　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが法第２７条第１項又は法第２８条の規定に違反して第三者に提供されているとして、当該保有個人データの第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

３　個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データを組合が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る法第２６条第１項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にあたるとして、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止の請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

４　個人情報保護責任者は、第１項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第２項若しくは前項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

　（理由の説明）

第２０条　個人情報保護責任者は、第１８条第３項、第１９条第２項、第１９条の２第２項又は第１９条の３第４項の規定により、本人から求められ、又は請求された措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

　（開示等の求めに応じる手続）

第２１条　個人情報保護管理者は、第１８条第２項又は第１９条第１項の規定による求め（以下この条において「開示等の求め」という。）を受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。

　一　開示等の求めの申出先

 二　開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

 三　開示等の求めをする者が本人又は第３項に規定する代理人であることの確認の方法

２　個人情報保護責任者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報保護責任者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

３　個人情報保護責任者は、本人が次に掲げる代理人によって開示等の求めをしてきた場合、これに応じなければならない。

　一　未成年者又は成年被後見人の法定代理人

　二　開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

４　個人情報保護管理者は、前３項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

　　第７章　苦情の処理

　（苦情の処理）

第２２条　個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

２　個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

　　第８章　遵守状況の確認

　（遵守状況の確認）

第２３条　個人情報保護責任者は、個人情報保護の遵守状況を確認するため、原則として年１回及び必要な場合はその都度、自主点検を行うものとし、次条に規定する監査受検時に、監査員の求めに応じ、その点検結果を提示するものとする。

　（監査）

第２４条　本部長は、個人情報保護の遵守状況について監査を行うものとする。

２　本部長は、前項に規定する監査を行う監査員を別に定めるものとする。

　　第９章　その他

　（見直し）

第２５条　個人情報保護管理者は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

　　第１０章　雑則

　（委任規定）

第２６条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、平成１７年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和６年４月１日一部変更）

　この変更は、令和６年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和７年４月１日一部変更）

　この変更は、令和７年４月１日から施行する。